

## 令和6年第5回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月27日(月) 午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(14人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

報告第3号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己  
次 長 菊池 智司  
主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和6年5月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 10番 石井昌明委員、11番 恩田純男委員、お願いいたします。  (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましては、お目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いいたします。
議長	それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
菊池事務局次 長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「所有権」、土地の表示「采女新田〇〇番」、地目「田」面積「〇〇㎡」、申請理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。 なお、こちらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当であります。染谷委員に内容説明お願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

申請人の住所、氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

関係性というのは、これはどういう関係なのでしょう。

染谷委員

親子です。

島根幸一委員

分かりました。

議長

ほかにごございますか。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

**1番 家庭内贈与 (全員賛成)**

議長

続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次  
長

議案第1号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「所有権」、土地の表示「大広戸〇〇番」、地目「田」、面

積「〇〇㎡ほか1筆」、申請理由「売買」、経営面積「〇〇㎡」。

なお、こちらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明お願いいたします。

大熊委員

それでは、ただいまから議案第1号2番の説明をいたします。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員賛成】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

1番 売買	(全員賛成)
-------	--------

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

**【議案第2号、議案第3号に係る申請地のビデオ上映】**

議長

それでは、再開いたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月、内容調査会を行った案件について報告いたします。今月は、議案第3号1番、2番、3番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第2号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番」、地目「田」、面積〇〇㎡ほか3筆」、申請目的「敷地拡張」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化区域が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をさせていただきます。

申請人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地についてもビデオのとおりでございますので、説明を省略いたします。

それでは、まず申請人について説明させていただきます。

(以降、申請人について説明)

転用の目的は敷地拡張です。

続いて、利用計画についてご説明申し上げます。

駐車場や植栽及び排水管設備となっております。

続いて、被害防除の関係ですが、北側のみ農地と隣接しており、コンクリートブロック土留め2段積みとなっております。

また、誓約書が提出されております。

ここで、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根至代委員。

島根至代委員

(挙手により質問)

敷地拡張で、全部埋めるんですよね。敷地拡張は分かるんですけども、田んぼも畑も全部埋めてやるということですよ、樹木も移動でしたよね。

石井主査	現況田の部分は、北側の水路に放水するために細く排水路として埋めます。それ以外のところにつきましては、現況は畑ということになっておりますので、こちらは埋める必要はなく、このまま使うというような状況でございます。
島根至代委員	ありがとうございます。
議長	代理からお願いします。
戸邊 会長職務代理	(挙手により質問) これ珍しい例だと思うんですけども、これを認められる利用権というのを教えていただきたいと思います。例えば全体合計の面積とか、何かあるわけですよね。
議長	事務局からお願いします。
石井主査	調整区域の宅地の面積は、農地法上では一般住宅で500㎡以下、農家住宅は1,000㎡以下というような規定がございます。他方、開発のほうは、最低敷地面積が300㎡以上ということでございますので、新規で建てる場合は300㎡から500㎡の間で建ててもらうことになります。既存の場合は、通常の建て替えでしたら、例えば300㎡未満でも建て替えはできます。今回の敷地につきましては、敷地拡張で全部の面積が500㎡をいっておりませんので、農地法上の問題は特に問題ない状況でございます。建て替えの敷地が一部変わっていますが、計算しますと300㎡を超えていますので、建て替えもやろうと思えばできます。 以上です。
議長	いかがですか。
戸邊 会長職務代理	300㎡以上、500㎡未満であれば増やすことができるということですか。
議長	事務局から。
石井主査	例えば現状が300㎡で100㎡増やしたい場合、理由があれば、例えば駐車場を設置したいとか必要とする理由次第になるかと考えます。
議長	いかがですか。
戸邊	よく分かりました。

会長職務代理

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として、意見を付して県知事へ送付いたします。

1番 敷地拡張 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「賃貸借」、土地の表示「彦成五丁目〇〇番」、地目「田」、面積「1,000㎡ほか2筆」、申請目的「駐車場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模はおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第3号1番について説明申し上げます。

譲受人、譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、申請目的は、事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的は駐車場ということで、理由書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地の距離は約1.5 km、車で5分ぐらいということです。

利用計画としては、10 t車12台、4 t車11台、従業員用の駐車場に13台ということです。

隣地の同意は、隣地の農地は譲渡人の土地のため、同意書は必要ございません。

続きまして、被害防除ですが、東側、西側、コンクリートブロック3段積み、ネットフェンス1 m、南側、コンクリートブロック5段積み、ネットフェンス1 m、北側、出入口、奥行10 m掛ける幅10 mにコンクリート打設、停止線、出入口付近に会社案内看板、アイドリングストップ看板、敷地内砂利敷き、雨水は場内で浸透処理ということです。

そのほか、参考事項としまして誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として、意見を付して県知事に意見を送付いたします。

1番 駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第3号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「所有権」、土地の表示「番匠免一丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10 ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は秋谷委員の担当であります。秋谷委員に内容説明をお願いいたします。

秋谷委員

それでは、ただいまから議案第3号2番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

所有している車両でございますが、10tダンプ17台を所有しています。現在使用している駐車場についてですが、八潮市大字大原〇〇番、〇〇㎡につきましては自己所有でございます。そのほかに八潮市大字大瀬〇〇番、こちら借入れとなっております。許可後返却、八潮市大字南川崎〇〇番、こちら1区画、こちら借入れとなっております。許可後返却、以上が申請人の説明でございます。

続いて、申請内容について説明いたします。

転用目的は駐車場用地です。

ここで、理由書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続いて、本社から申請地までの距離及び時間ですが、約5km、車で、渋滞にもよりますが10分から15分とのことです。

利用計画は、会社所有車(10tダンプ)4台、社員所有車(車)4台の駐車場です。

隣地の同意はございます。

続いて、被害防除については、東、西、南、北側、H鋼コンクリート板柵、プラスチック高さ2m、出入口箇所、コンクリート打設5m掛ける7m、会社看板、ジャバラゲート、北側水路敷、コンクリート打設厚さ5cm、敷地内砂利敷き、雨水、場内で浸透処理、北側、アイドリングストップ看板、以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして誓約書が提出されています。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいまから議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として、意見を付して県知事へ送付いたします。

2番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号3番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「賃貸借」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第3号3番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきまして、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

現在使用している駐車場ですが、三郷市彦成3丁目〇〇番地です。今回の申請が許可になった後も引き続き使用することです。申請内容ですが、転用目的が駐車場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までは10km、30分です。

利用計画といたしましては、社用車(会社)3台、従業員車両4台、計7台の駐車場となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、東側、北側、西側、新設ブロック3段積み、南側、

既設の現場打ちブロック塀、北側、出入口の停止線、北側水路出入口、コンクリート床板を設置、敷地内アスファルト舗装、北側がアイドリングストップ看板、会社看板、以上が被害防除でございます。

そのほかでございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。隣地、彦成3丁目〇〇番には、往来から工場用地に出入りいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

3番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第4号1番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第4号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第4号1番、申出人住所・氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野五丁目〇〇番の一部」、地目「田」、地積「〇〇㎡ほか1筆」、主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和〇年〇月〇日。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

議案第4号1番につきましては牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第4号1番について説明させていただきます。  
(申出人について説明)

ここで申出人より理由書が提出されておりますので、読み上げます。  
(理由書朗読)

続きまして、生産緑地の従事状況でございますが、最新の生産緑地の主たる従事者等に関する調査によれば、申出人の〇〇さんは農業経営者としてその従事日数は300日、亡くなられた〇〇さんは〇〇さんの従事日数の7割以上の210日でした。

以上を踏まえ、〇〇さんは、農業経営者と同程度従事する家族(従事者)として、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく一定割合以上の農業の従事者に該当すると思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間2時40分をお願いいたします。

**【15分暫時休憩】**

議長

それでは、再開いたします。

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず、1番といたしまして、審議会、協議会の報告につきましてございましたら、ご報告をお願いいたします。

大熊委員。

大熊委員

(三郷市環境行動推進事業実行委員会について報告)

議長	<p>ありがとうございます。 そのほかございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>それでは、私から。 (三郷市景観審議会について報告)</p>
議長	<p>その他でございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>それでは、事務局からの連絡事項ということで、局長から。</p>
萩原事務局長	<p>①令和7年度県農地利用適正化施策に関する意見の提出について ②農業者年金の現況届について ③JAさいかつ総代会について 事務局から以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきましては、次長からお願いします。</p>
菊池事務局次長	<p>①生き生き農業体験講座 6月1日(土) 染谷農園 ②さつき栽培講習会 6月9日(日)・16日(日) 瑞沼市民センター ③三郷市農業再生協議会総会 6月下旬 以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 補足で、令和7年度の県農地利用最適化施策に関する意見の提出については、この後、7月ぐらいに農業会議でまとめて、8月に農業会議理事会で承認を得て、9月に県知事に提出ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。毎年ありますので、また来年もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上でございます。 それでは、本日の総会は以上とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理からご挨拶をお願ひいたします。</p>
戸邊	<p>長時間にわたりまして、審議、誠にありがとうございました。</p>

会長職務代理

今月の総会では、農地法3条で2件が承認、4条が1件、5条が3件許可相当となりました。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてが承認になりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。